

第 1 1 次建設雇用改善計画 項目構成案

※赤字下線部分は追加・削除した箇所

第 10 次計画（令和 3 ～ 7 年度）	第 11 次計画（令和 8 ～ 12 年度）案
I 計画の基本的考え方 1 計画の背景と課題 2 計画の期間 II 建設雇用等の動向 1 建設経済の動向 2 建設労働者の動向 3 建設労働者の需給動向 4 建設労働者の労働条件等の動向 5 職業能力開発の動向 <u>6 新型コロナウイルス感染症の影響</u> III 雇用の改善等を図るために講じようとする施策に関する基本的事項 1 若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成 (1) 若年労働者の確保・育成 (2) 女性労働者の活躍・定着の促進 (3) 高年齢労働者の活躍の促進 (4) ハローワークにおける支援 2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備 (1) 安定就労の確保 (2) 働き方改革の推進 (3) 賃金の改善 (4) 労働・社会保険、建設業退職金共済制度の加入促進	I 計画の基本的考え方 1 計画の背景と課題 2 計画の期間 II 建設雇用等の動向 1 建設経済の動向 2 建設労働者の動向 3 建設労働者の需給動向 4 建設労働者の労働条件等の動向 5 職業能力開発の動向 <u>(削除)</u> III 雇用の改善等を図るために講じようとする施策に関する基本的事項 1 若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成 (1) 若年労働者の確保・育成 (2) 女性労働者の活躍・定着の促進 (3) 高年齢労働者の活躍の促進 <u>(4) 外国人労働者の適正な受入れ・育成</u> (5) ハローワークにおける支援 2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備 (1) 安定就労の確保 (2) 働き方改革の推進 (3) 賃金の改善 (4) 労働・社会保険、建設業退職金共済制度の加入促進

(5) 労働災害の防止 3 職業能力開発の促進、技能継承 (1) 事業主等の行う職業能力開発の促進 (2) 労働者の自発的な職業能力開発の促進 (3) 建設業を担う人材に対する職業訓練の実施 (4) 熟練技能の維持・継承及び活用 (5) デジタル人材の育成 <u>(新設)</u> 4 雇用改善推進体制の整備 (1) 雇用改善を図るための諸条件の整備 (2) 事業主等における雇用管理体制の整備 (3) 建設関係助成金の活用 5 建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の運営 (1) 事業の適正な運営の確保 (2) 事業の活用促進 <u>6 外国人労働者への対応</u> <u>(1) 外国人労働者の雇用管理の改善</u> <u>(2) 技能実習生の適正な受入れ</u> <u>(3) 特定技能外国人の適正な受入れ</u> <u>7 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応</u>	(5) 労働災害の防止 <u>(6) 猛暑対策</u> 3 職業能力開発の促進、技能継承 (1) 事業主等の行う職業能力開発の促進 (2) 労働者の自発的な職業能力開発の促進 (3) 建設業を担う人材に対する職業訓練の実施 (4) 熟練技能の維持・継承及び活用 (5) デジタル人材の育成 <u>4 CCUS の活用促進</u> <u>(1) 業界共通インフラとしての CCUS の活用促進</u> <u>(2) CCUS による処遇改善の推進</u> <u>(3) 能力評価制度の活用促進</u> <u>(4) 助成金による CCUS の活用促進</u> <u>5 雇用改善推進体制の整備</u> (1) 雇用改善を図るための諸条件の整備 (2) 事業主等における雇用管理体制の整備 (3) 建設関係助成金の活用 <u>6 建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の運営</u> (1) 事業<u>趣旨に則った</u>適正な運営の確保 (2) 事業の<u>適正な</u>活用促進 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>
---	---